

婚姻届の書き方と届出について

1. 届出に必要なもの

- ・婚姻届 1通
- ・戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 各1通
(本籍地と届出地が同じ場合は不要)
- ・届出人(夫と妻)の印鑑
- ・本人確認書類

2. 未成年者の婚姻

未成年者が婚姻する場合、父母(養子の場合は養親)の同意が必要です。

同意書を添付または「その他」欄に父母または養父養母の同意・署名押印・生年月日・住所を記入してください。

例:「この婚姻に同意します。」

夫の父 ○○○○㊞ 生年月日 ○県○市○町○丁目○番

夫の母 ○○○○㊞ 生年月日 ○県○市○町○丁目○番

3. 住所を変更される方

転入・転居・世帯変更等をする場合は、住民異動届を出してください。

同日で住所異動をする場合は、婚姻届の住所欄には最新の住所地・世帯主をご記入ください。

休日・夜間は住所異動の受付はできません。

4. 受付時間

市役所本庁舎 1階 総合窓口課 白糸台・西府文化センター	平日 午前8時30分～午後5時
市役所本庁舎 西玄関 警備室 (休日・夜間受付)	上記時間以外 土日、祝日、年末年始

休日・夜間など閉庁時でも、届書をお預かりしております。お預かりした届書は翌開庁日に職員が審査します。その際、届書に不備があると、後日、市役所開庁時に窓口に来庁していただくこともあります。

5. 外国籍の方

外国籍の方は日本の方式で婚姻する場合、一般的に以下のものが必要となります。

- ・本国発行の婚姻要件具備証明書とその訳文
- ・国籍証明書とその訳文またはパスポート
(パスポートは開庁時間内に窓口に来庁の場合のみ)
- ・出生証明書とその訳文

※証明書については自国の駐日大使館・領事館にご確認ください。

※国によって必要書類が異なる場合もございます。

外国の方と婚姻する場合は事前にご相談ください。

<裏面に記入例があります>

お問い合わせ先

府中市役所 市民部総合窓口課 記録係
電話: 042-335-4555 (直通)

記入例

婚姻届

令和 〇年 〇月 〇日届出

東京都府中市 長 殿

受理 第 〇 号	年 月 日	発送 年 月 日
送付 第 〇 号	年 月 日	長 印
書類調査	戸籍記載	記載調査
調査票	附 票	住民票
通 知		

届出を出す日を記入してください。この日が婚姻日になります。

住民異動届を同時
異動後の内容を書

届出地と本籍地が違う場合は、戸籍謄本をお持ちください。

夫婦の氏は必ずどちらかにチェックを入れて下さい。(相手が外国籍の場合は不要です。)

(1)	氏 名	夫 なる人 ふちゅう 太郎 氏 名	妻 なる人 まどぐち ひばり 氏 名
	生 年 月 日	昭和 63年 4月 5日	昭和 元年 2月 3日
(2)	住 所	東京都府中市府中町〇丁目 府中アパート101	東京都府中市宮西町〇丁目
	本 籍	東京都府中市府中町〇丁目	東京都国分寺市戸倉〇丁目
	父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	父 府中 一郎 母 花子	父 窓口 春夫 母 秋子
	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍(左の〇の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 東京都府中市府中町〇丁目	
同居を始めたとき	初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚
	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数及び1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 31にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫婦の職業	夫の職業	会社員	妻の職業 公務員
	届 出 人 署名 押 印	夫 府中 太郎 印	妻 窓口 ひばり 印
住所を定めた年月日	夫 S H 年 月 日	妻 S H 年 月 日	連絡先 夫(〇〇)〇〇-〇〇〇〇 妻(〇〇)〇〇-〇〇〇〇

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、届書は、1通でさしつかえありません。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。(すでにご用意いただいている場合は、戸籍抄本または戸籍一部事項証明書でもかまいません)

成人2名の署名押印が必要です。

日曜日や祝日も届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、届書は、1通でさしつかえありません。)

署 押 名 印	西府 けやき 印	多磨 うめ 印
生 年 月 日	昭和 33年 3月 3日	昭和 6年 5月 4日
住 所	東京都府中市宮町〇丁目	東京都千代田区千代田
本 籍	東京都府中市宮町〇丁目	東京都千代田区千代田

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。

〇には、あてはまるものに印のようしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻届だけでは世帯区分の変更ができません。同一世帯にする場合や転居・転入・転出をする方は、開庁時間中に「住民異動届」を提出してください。

黒インク・黒ボールペンでご記入ください。(鉛筆・消えるインクでの記入は不可)修正液・修正テープは絶対に使わないでください。

◎婚姻する人が未成年のとき
父母(養子のときは養親)の同意が必要です。「その他」欄に「夫(妻)未成年につきこの婚姻に同意する」旨と父母等の住所、生年月日を記入し、署名押印をしてください。

平日 8:30~17:00の間
通じる電話番号を記入。